

奈良県医師会医学会年報・投稿規程

1. 本誌は奈良県医師新報の学術号として年1回発行し、「奈良県医師会医学会年報」と称する。
2. 本誌への投稿は原則として本会会員とする。
3. 本誌の目的および主な原稿の種類は以下のものとする。

1) 目的

奈良県医師会の主体性を重んじ、会員の為の特色を保つ学術雑誌であること。

2) 原稿の種類

(1) 会員の投稿によるもの

総説：医学のみでなく広く基礎医学から医療との相関の重要なもの。(原則として10,000字以内とする。)

原著・症例報告：他誌未掲載のものであって原則として8,000字以内とする。

部会報告：毎年1月から12月の間に行なわれた学術集会において発表されたもので演題名、所属機関名、演者名及び発表内容の順に記載し、1演題につき上記すべてを含めて特別講演は1,600字以内、シンポジウム・一般演題などは800字以内とする。

その他の報告：毎年1月から12月の間に発表されたもので、原則として1,600字以内とする。

(2) 依頼原稿によるもの：編集委員会で決定する。

(3) 学術奨励賞受賞研究紹介：原則として5,000字以内とする。

4. 原稿の形式

(1) 原稿は、原則としてWindows・Wordを用いて1頁30字×40行(1,200字)の設定で記載し、打ち出し原稿1部を添付のうえCDにより提出とする。E-mailで提出の場合は打ち出し原稿を別送する。

(2) 表紙：表紙に、「論文題名」、「著者所属」、「著者」、「責任連絡者」、「連絡先」を記載する。

(3) 要旨ならびにキーワード：総説、原著、症例報告については、400字以内の日本語「要旨」、ならびに3語以内の日本語「キーワード」を記載する。

(4) 本文：本文は、口語体、当用漢字、新かな使いとする。片カナは外来語に用い、見出しは1、2、3…、(1)、(2)、(3)…、1)、2)、3)…等を用い、単位はCGS単位を使用する。片カナは全角、数字および英字は半角とする。

(5) 写真・図表：写真、図表は、印刷に耐えうるよう明瞭であること。大きさについては、雑誌がA4版であること、および、印刷に際して縮小されることを考慮して作成する。写真、図表の挿入箇所を原稿の欄外に明示する。写真、図表は1枚を400字に換算する。

(6) 文献：総説・原著・症例報告の引用文献数は必要最小限とする。文献は引用順とし、下記の例に従って記載する。著者、共著者については3名までは全員を記載し、3名を越える分は「3名、ほか」または「3名、et al」とする。

(例)

雑誌からの引用

- 1) 秋山英明、半山俊之介、藤井 効、ほか：冠動脈疾患における側副血行の役割。心臓 1984; 16: 259-263
- 2) Kable T, Tricker AR, Friedl P, et al: Ureterosigmoidostomy: long-term results, risk of carcinoma and cytological factors for carcinogenesis. J Urol 1990; 144: 1110-1113

単行本からの引用

- 1) 松田公志：精索静脈瘤の根治術。図説泌尿器科手術書（吉田 修、ほか編）、メジカルビュー社、東京、1992、pp264-270
- 2) Rosenberg B: Cisplatin: Its history and possible mechanisms of action. In: Cisplatin (ed by Prestayko AW, et al), Academic Press, New York, 1980, pp9-13

5. 原稿の受付

毎年1月末日までとし、部会報告は原則として各部会長の校閲を経て提出する。

提出先は県医師会医学会年報編集委員会宛（〒634-8502 橿原市内膳町5-5-8）とする。

6. 原稿の採否は編集委員会で行なう。

7. 原稿および提出メディアは原則として返却しない。

8. 掲載料は無料。総説、原著・症例報告、学術奨励賞研究、教育講演の別刷りは、20部までを無料とし、これを越えるものは50部単位で、実費を著者負担とする。希望する部数を原稿表紙に明記する。

9. 著作権は奈良県医師会に属する。

附 則

昭和63年6月4日奈良県医師会医学会年報編集委員会に於て一部改正する。

昭和63年7月28日奈良県医師会医学会年報編集委員会に於て一部改正する。

平成3年4月11日奈良県医師会医学会年報編集委員会に於て一部改正する。

平成6年7月13日奈良県医師会医学会年報編集委員会に於て一部改正する。

平成10年8月7日奈良県医師会医学会年報編集委員会に於て一部改正する。

平成14年9月5日奈良県医師会医学会年報編集委員会に於て一部改正する。

平成17年10月27日奈良県医師会医学会年報編集委員会に於て一部改正する。

平成18年9月13日奈良県医師会医学会年報編集委員会に於て一部改正する。

平成24年9月6日奈良県医師会医学会年報編集委員会に於て一部改正する。